

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)」の「報告書」による「集団的自衛権の行使容認」に対する抗議声明

安倍晋三首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は、本日 15 日、他国を守るために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法 9 条の定める「必要最小限度」の自衛権の範囲だとして、これを容認するため憲法解釈の変更を求める「報告書」を安倍首相に提出した。安倍首相は、「報告書」を受け、今夏までに「閣議決定」によって行使容認を決定し、自衛隊法などの改正案を秋の臨時国会に提出しようとしている。

集団的自衛権については、「憲法 9 条の下において、許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛する必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」との憲法解釈が確立し、歴代政権は、憲法が権力を縛るという立憲主義のもと、その解釈を守ってきた。

したがって、いかなる解釈変更をもってしても、憲法前文や第 9 条によって禁じられている集団的自衛権の行使を可能とすることは、国の最高法規である憲法の根幹を破壊するものであり断じて容認できない。強く抗議し撤回を求める。

「報告書」では、集団的自衛権の実際の行使に当たっては「日本と密接な関係にある国が攻撃を受けた場合」「放置すれば日本の安全に重要な影響が出る場合」など「6 条件」を課し、米艦船防護やミサイル迎撃など具体的行動の事例を列挙している。また、国連の「集団安全保障措置」について「安保理決議のある多国籍軍への参加」のための憲法解釈の見直しや、「武力攻撃に至らないグレーゾーン事態」への法的対応の必要性も提言している。安倍首相は、「報告書」の事例を絞り込み、「邦人輸送中の米輸送艦の防護」「駆けつけ警護」など具体的事例を示し、政府の「基本的方向性」を表明した。しかし、いくら集団的自衛権行使に抑制的・限定的だとアピールしても、それは、国民の批判回避と慎重姿勢の公明党との与党協議を加速させるためのまやかしでしかない。いったん行使を認めれば、時の政権が都合よく要件・対象を拡大解釈することが可能となり、活動範囲にも歯止めが利かず、自衛隊員が他国民の命を奪ったり、他国民から命を奪われたりする可能性が高まることは明らかである。

「非武装平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、日本によるアジア・太平洋戦争における植民地支配と侵略戦争に対する反省から、恒久平和の強い願いを込めて制定されたものである。したがって、解釈変更によって「実質的な改憲」を行い、憲法前文や第 9 条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で容認することはあってはならないことである。

北海道平和運動フォーラムは、脚本家の倉本聰さんらが「呼びかけ人」となった「戦争をさせない北海道委員会」に結集し、「集団的自衛権の行使容認」を許さない道民世論を創り上げるため、6 月 28 日の「戦争をさせない北海道大集会」や「戦争をさせない全国署名」など、憲法改悪を許さないあらゆる運動を展開していく。

2014 年 5 月 15 日

北海道平和運動フォーラム